

## **(8) 東京電力HD・新潟県合同検証委員会検証結果報告書（合同検証委員会）**

平成28年8月、メルトダウンの公表等に関する事項について、東京電力から新潟県に検証の協力依頼があったこと等から、東京電力と新潟県の合同検証委員会を設置して検証を開始した。

東京電力の原子力部門等の社員約4,200人に対するアンケート調査、メルトダウンの公表に関する関係者14名に対するヒアリング調査、書類調査等を行うことにより検証を実施し、報告書を取りまとめた。以下に、平成30年5月に合同検証委員会が取りまとめた報告書の概要について記載した。

### **(「炉心溶融」等を使わないようにする指示)**

- ・清水社長は官邸から情報を共有するよう強く指示を受けており、自らの判断で武藤副社長に『炉心溶融』などの言葉を使わないよう指示。この指示は武藤副社長以外には伝わっていなかった。(この考えの根拠となった清水社長の証言については疑義を指摘する委員の意見もある。)
- ・東京電力社内で、対外的に『炉心溶融』などの言葉を使わないようにする指示は一部に存在したが、組織的な指示ではなかった。官邸や原子力安全・保安院の意向を忖度して、対外的に『炉心溶融』などの言葉を使用することについて慎重となった。

### **(原子力災害対策特別措置法に基づく対応)**

- ・東京電力は、官邸や原子力安全・保安院の指示、または、東京電力社内の指示によって、意図的に『炉心溶融』の通報を避けたものではない。原災法第15条の判定基準を知っており、測定値等がその判定基準を上回っていることを認識していた社員が少なかったこと等から、幾つかの原災法第15条事象が通報されなかった。

### **(「炉心溶融」の根拠)**

- ・東京電力が電力会社間で情報共有しながら原災法第15条『炉心溶融』の判定基準を定めており、その判定基準は米国における考え方とも概ね一致しており、技術的な面では特段問題はなかった。

### **(新潟県技術委員会に対する東京電力の対応)**

- ・東京電力は、新潟県技術委員会からの質問に対して、新たな調査を積極的にすることなく、既存の各種事故調査報告書の内容に沿って説明しており、東京電力社内の関連部署や関係者への調査が十分ではなかった。

### **(「炉心溶融」の定義が明らかにならなかった原因)**

- ・原災法第15条『炉心溶融』の判定基準が約5年間も明らかにならなかった主な原因は、新潟県技術委員会の対応に関わっていた者と、判定基準を知っていた者との間で情報共有が十分ではなかったためである。

### **(事故時運転操作手順書に基づく対応)**

- ・津波襲来後は、全電源喪失により事象ベースの手順書(AOP)と徴候ベースの手順書(EOP)をそのまま適用できる状況ではなくなり、現場にて、EOPやシビアアクシデントの手順書(SOP)にある内容の応用も含め、模索、提案、検討、判断を経て随時、操作可能な設備・手順を活用した対応を行っていた。